

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	成年後見人制度利用支援事業	細事業名	新継区分	新規	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律		
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する				
	(8)安心と支え合いの仕組みづくり				
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	認知症高齢者で、判断能力が十分でない人の法的判断必要ケースの増加が課題となっている。	平成20年度	認知症高齢者で、判断能力が十分でない人の権利を市長申し立てにより保護支援する。	高齢者の尊厳ある生活の維持	112
具体的な実施内容	高齢者本人の判断能力が不十分で、経済的・身体的に支援が必要な場合、成年後見人により擁護する「成年後見人制度」について、必要に応じ法的支援を図る。	平成21年度	認知症高齢者で、判断能力が十分でない人の権利を市長申し立てにより保護支援する。	高齢者の尊厳ある生活の維持	117
事業の目的	判断能力等が不十分な高齢者を擁護するため、専門的・継続的に支援を図る。	平成22年度	認知症高齢者で、判断能力が十分でない人の権利を市長申し立てにより保護支援する。	高齢者の尊厳ある生活の維持	117
事業の効果	高齢者の尊厳ある生活の維持が図れる。				